

# 居宅介護支援事業重要事項説明書

## 1 当事業所の法人概要

事業者名称 社会福祉法人 すみれ会  
代表者氏名 理事長 前田 章  
法人種別 社会福祉法人  
事業所所在地 神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目1番3号  
連絡先 TEL 078-691-8008 FAX 078-691-9009  
法人の行う他の業務 特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、通所介護事業

## 2 事業所の概要

事業所名称 指定居宅介護支援事業所 特別養護老人ホーム 長田すみれ園  
事業所所在地 神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目1番3号  
連絡先 TEL 078-691-9011 FAX 078-691-9009  
管理者名 下田 修司  
営業日 月曜日から土曜日  
営業時間 8:30~17:30  
サービス提供実施地域 神戸市内

## 3 当事業所の従業員

職 種	人 員 数
管 理 者	1 人
介護支援専門員	3 人
事務員等	1 人

## 4 提供する居宅介護支援サービスの内容

- 契約書第4条～第7条に定めるお客様に提供するサービス内容は以下のとおりです。
  - ① 契約者のお宅を訪問し、契約者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。
  - ② 自宅周辺地域における居宅サービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者やご家族に提供し、契約者にサービスの選択を求めます。
  - ③ 提供するサービスが目指す目標、目標達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
  - ④ 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービス対象とならないサービス（自己負担）を区分し、それぞれ種類、内容、利用料等を契約者やそのご家族に説明し、その意見を伺います。
  - ⑤ 居宅サービス計画の原案は、契約者やそのご家族と協議した上で、必要があれば変更を行い契約者から文書による同意を得ます。
- 居宅サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供（契約書第4条）
  - ① 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
  - ② 契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合には、契約者に介護保険施設の紹介その他の支援を行います。
  - ③ 契約者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事や居宅サービス計画に位置付けした指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事ができますので、必要があれば申し出てください。

- ④ 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等する為に、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。
- 3 サービス実施状況の把握・居宅サービス計画等の評価（契約書第4条）
- ① 契約者及びその家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。
- ② 契約者の状態について定期的に再評価を行い、契約者の申し出により又は状態の変化等に応じて居宅サービス計画の評価、変更等を行います。
- 4 給付管理（契約書第4条）
- 居宅サービス計画の作成後、その内容に基づいて、サービス利用票・提供票による給付管理を行うと共に、毎月の給付管理票を作成し、兵庫県国民健康保険団体連合会に提出します。
- 5 相談・説明（契約書第4条）
- 介護保険や介護に関する事は、幅広くご相談に応じます。
- 6 医療機関との連携及び主治医への連絡（契約書第4条・別紙）
- ケアプランの作成時（又は変更時）やサービスの利用時に必要な場合は、契約者の同意を得た上で、関連する医療機関や契約者の主治医との連携を図ります。
- 7 財産管理・権利擁護への対応（契約書第4条）
- 契約者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、契約者の依頼に基づいて「関連機関」への連絡を行います。
- 8 居宅サービス計画の変更（契約書第5条）
- 契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合は、事業者が居宅サービスの変更が必要と判断した場合には、契約者の意見を尊重し、合意の上、居宅サービスの変更を行います。
- 9 要介護認定等にかかる申請の援助（契約書第6条）
- ① 契約者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。
- ② 契約者の要介護認定有効期間満了の30日前には、要介護認定の更新申請に必要な協力を行います。
- 10 サービス提供記録の閲覧及び交付（契約書第7条）
- ① 契約者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受ける事ができます。ただし、コピー代等の実費を請求する場合があります。
- ② 契約者は、契約終了の際には、事業者に請求して直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面の交付を受けとる事ができます。
- 11 介護支援専門員の交替
- 介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適切と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し入れる事ができます。
- 12 訪問の目安
- 介護支援専門員が、契約者の居宅を原則として毎月訪問し状況の把握等を行います。

## 5 サービスの利用料及び契約者負担

当園の居宅介護支援（居宅サービス計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等）については、原則として利用者の負担はございません。又、要介護認定の申請代行にかかる費用についても無料となっております

※ 介護保険適用の場合でも、利用者に保険料の滞納等がある場合には、一時、厚生労働省の定める料金をお支払い頂き、当園からサービス提供証明書を発行致しますので、住所地の区役所の窓口へ提出致しますと、後日払い戻しとなる場合があります。（償還払い）  
又、滞納期間によっては、全額が契約者のご負担となる場合もあります。

- 1 サービス提供実施地域以外の地域に訪問出張する場合には、実費相当分の交通費が必要となります。
- 2 契約書本文第9条の解約の申し出により直ちにこの契約を解約する場合には、原則として厚生労働省が定める介護報酬の10割分の負担の解約料が必要となります。
- 3 サービス提供の実施記録等の複写物を希望により交付する場合には、実費相当分をご負担して頂きます。

※ 上記金額は、利用のあった月ごとに集計し、翌月10日迄に請求させていただきます。お支払いについては、請求書到着後1週間以内に指定の方法にてお支払いをお願い致します。

## 6 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、要介護認定の有効期間の満了日で一旦終了する事となります。ただし、有効期間の満了 30 日前迄に、契約者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、この契約は次の要介護認定の有効期間（原則として 6 ヶ月程度）迄、自動更新されます。

## 7 契約期間途中での解約の場合

この契約は、契約期間中であっても、契約者から解約を希望する 30 日前迄にお申し出を頂ければ解約する事ができます。この場合、解約料のお支払いは必要ありません。

ただし、直ちに解約を希望される場合には、解約料を頂く場合があります。

- 1 契約者において、緊急入院等の正当な理由がある場合には、解約料の必要はありません。
- 2 解約の場合は、次の事業所への引継ぎ等、利用者が保険やサービスを滞りなく利用して頂く為の手續が必要ですので、お早目にご連絡下さい。

## 8 プライバシーの保護

当園は、契約者にサービスを提供する上で知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らす事はありません。又、契約者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、管理者の細心の注意をもって管理を行い、処分の際には特に漏洩の防止に努めます。

## 9 個人情報の取り扱いについて

### 1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施する為に行うサービス担当者会議等に使用するものとする。

### 2 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、前項に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には、漏れる事のないよう細心の注意を払うものとする。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておく事。

### 3 個人情報の内容

- ① 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等、事業者が居宅介護支援を行う為に最低限必要な契約者やご家族個人に関する情報。
- ② 認定調査票及び特記事項、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の認定結果の通知書等。
- ③ 居宅サービス計画の内容。
- ④ その他の情報。

※ 「個人情報」とは、契約者個人及びご家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

## 10 サービス提供中における事故発生時の対応

### 1 緊急時における確認事項

事業所に、緊急連絡等が入った場合速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講じます。

### 2 市町村、家族等への連絡方法

前項の事態が生じた場合は、速やかにご家族に連絡を入れ、状態を知らせる等対策を講じます。

### 3 当園の再発防止策

随時、主任会議等にて対策を講じます。

## 11 損害賠償について

当園が契約者に対して賠償すべき事が起こった場合は、契約書第 11 条に基づき賠償致します。  
加入保険名 あいおいニッセイ同和損害保険会社 保険の内容 介護保険・社会福祉事業者総合保険  
当事業所に過失があった場合を原則とする。

## 12 サービスの苦情相談窓口

事業者は、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。なお、サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下迄、ご連絡下さい。

窓口名	特別養護老人ホーム 長田すみれ園相談窓口 担当部署 総務係	連絡先	T E L 078-691-8008 F A X 078-631-9009
		受付時間	随 時

介護保険の苦情や相談に関しては他にも、下記の相談窓口があります。

(介護保険サービスに関すること)

神戸市保健福祉局 監査指導部	連絡先	T E L	078-322-6326
	受付時間	平 日	8 : 45 ~ 12 : 00 13 : 00 ~ 17 : 30

養介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用電話 (監査指導部内)

連絡先	T E L	078-322-6774
受付時間	平 日	8 : 45 ~ 12 : 00 13 : 00 ~ 17 : 30

(介護保険サービスに関すること)

兵庫県国民健康保険団体連合会	連絡先	T E L	078-332-5617
	受付時間	平 日	8 : 45 ~ 17 : 15

(サービスの質や契約に関すること)

神戸市消費生活センター	連絡先	T E L	078-371-1221
	受付時間	平 日	9 : 00 ~ 17 : 00

## 13 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項の説明

(付属別紙1)の通りです。

## 14 サービスの利用状況等の説明

当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用の状況は(付属別紙2)の通りです。

(付属別紙 1)

## 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する 重要事項説明書

契約者が、要介護認定申請後、認定結果が出る迄の間、契約者自身の依頼に基づいて介護保険による適切な介護サービスの提供を受ける為に、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

### 1 提供する居宅介護支援サービスについて

- ・契約者が要介護認定迄に、居宅サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結の日以降に居宅サービス計画を作成し、契約者にとって必要な居宅サービス提供の為に支援を行います。
- ・居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が契約者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置付ける事のないよう配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・作成した居宅サービス計画については、要介護認定後に契約者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

### 2 要介護認定後の契約の継続について

- ・要介護認定後、契約者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。この時、契約者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料は頂きません。
- ・又、契約者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続します。  
この付属別紙に定める内容については終了する事となります。

### 3 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合の利用料について

要介護認定の結果、自立（非該当）になった場合には、厚生労働省の定める介護報酬の 10 割分の利用料を頂きます。

### 4 注意事項

要介護認定の結果が不明な為、契約者は以下の点にご注意頂く必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合には、要介護認定前に提供された居宅サービスに関する利用料は、原則的に契約者にご負担頂く事となります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とはならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を契約者においてご負担頂く事となります。

居宅介護支援の提供開始にあたり、契約者に対して本書面（及び付属別紙）に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目1番3号

名 称 社会福祉法人すみれ会

説明者 事業所(所属) 特別養護老人ホーム 長田すみれ園

氏 名

私は、本書面（及び付属別紙）により、事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名

上記代理人（代理人を選定した場合） 住 所

氏 名

【サービス提供の標準な流れ】

